



原子力機構ガラス固化技術開発施設(TVFF) における物品の盗難への対応について

令和元年11月27日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

概要

- ・令和元年10月7日(月)、核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 ガラス固化技術開発施設(TVF) ガラス固化技術開発棟の放射線管理区域(放射線防護上の管理を行うために指定する区域)内の制御室に配備してあった緊急対応時に使用するランシーバー6台(保安管理物品:保安規定等に基づき維持管理が求められる物品)の所在が不明であることを職員が確認した。
- ・10月11日(金)ランシーバー6台の被害届を警察に提出した。
- ・同日、TVFで勤務していた年間請負作業員(1名)が出頭し、ひたちなか警察署に窃盗の疑いで逮捕された(11月1日起訴)。
- ・その後、当該ランシーバー以外の物品の所在確認をしたところ、TVFガラス固化技術管理棟(非放射線管理区域)に保管されていた物品について、所在不明なものがあることを確認した。
- ・原子力機構においては、上記の物品を除いて、所在不明の物品はなかった。



ガラス固化技術開発施設(TVF)

当該ランシーバー6台以外の所在不明の物品

- ・予備のランシーバー10台
- ・ビデオカメラ2台
- ・デスクトップパソコン3台*
- ・スイッチングハブ1台
- ・外付ブルーレイドライブ2台
- ・ソケットレンチセット1式
- ・外付ハードディスク1台
- ・漏れ電流測定器1台*
- ・予備の監視カメラ1台*
- ・ポータブル酸素モニター1台

上記は保安管理物品に該当しない物品であり、機微情報等のデータが入っていないことを確認済み。

(*11月8日(金)被害届提出済み)

放射線管理区域からの物品搬出に関する改善

問題点① 放射線管理区域からの物品搬出に関しては、保安管理物品が放射線管理区域から無断で持ち出されたことをチェックできなかった(核物質防護上及び放射線管理上の観点からは問題なかった)。

改善策① ・放射線管理区域からの物品の持ち出しについて、これまでは、搬出物品に対する警備員の確認において、施設の妨害破壊行為に供され得る物品(ボールや大型特殊工具等)や核燃料物質に限って持ち出されないよう制限していたが、今後は、全ての物品(PHS等の携帯品を除く)の搬出を事前許可制とし、放射線管理区域ゲートにおいて逐一チェックする仕組みを導入していく。

・さらに、その仕組みの有効性を確認した上で、各施設の状況等を踏まえつつ、他施設への今後の展開についても検討していく。

物品の管理方法に関する改善

問題点② 物品の管理方法に関するルールが不十分であったため、所在不明の把握に時間を要した。

改善策② ・物品管理を的確に行えるよう、使用箇所が必要な情報(物品の内訳等)を把握できるよう改善を図っていく。

・これまでは10万円以上の物品のみ台帳管理していたが、今後、換金性のある物品(10万円未満のパソコン、通信機器等)についても、合理的な範囲で、管理の実行性や有効性を検討した上で、改善を図っていく。

請負企業に対するガバナンスの強化

問題点③ 背景要因として原子力機構の請負企業に対するガバナンスの低下があった。

改善策③ ・当該請負作業員が所属する社に対し、今後の契約について、1ヶ月間の指名停止措置を実施する。

・同社に対して、作業員が物品を不正に持ち出さないよう企業の責任として対策を講ずることを求める。

・上記の再発防止対策の内容を踏まえ、原子力機構に常駐している他請負企業へ展開していく。

・全ての業務請負契約の仕様書に、法令上の責任や規律秩序、風紀の維持に関する必要な社内教育を行う旨を新たに追記し、請負企業自らによる法令等の遵守をより徹底させる。



ガラス固化技術開発施設
(TVF: Tokai Vitrification Facility)

使用済燃料の再処理で発生した高放射性廃液を受入れ、ガラス原料と共に熔融炉にてガラス溶融を行い、溶融したガラスをステンレス鋼製の容器に流下し、ガラス固化体として保管セルで保管している。



ガラス固化技術開発施設
(TVF)

原子力科学研究所

J-PARCセンター

核燃料サイクル工学研究所

- 主な施設
- A 再処理施設
 - B プルトニウム燃料施設
 - C 高レベル放射性物質研究施設(CPF)
 - D 地層処分基盤研究施設(ENTRY)